

土曜授業の実施に向けて

～学校、家庭、地域が連携した取組をとおして～



本リーフレットは、土曜授業を実践する学校において、効果的なカリキュラムが実施されるよう、基本的な考え方や具体的な取組を示したものです。

平成 28 年 3 月
熊本県教育委員会

土曜授業における教育活動の理念

土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会等これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。

【文部科学省「『土曜授業に関する検討チーム』中間まとめ」より】

土曜日の教育活動の分類

■ 土曜授業

児童生徒の代休日を設けずに、土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動を行うもの。

■ 土曜の課外授業

学校が主体となった教育活動で、土曜日等を活用して希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行うもの。(※部活動を除く)

■ 土曜学習

教育委員会、社会教育施設など学校以外の者が主体となって、土曜日等を活用して希望者に対して学習等の機会の提供を行うもの。基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習機会の提供、自然体験等の集団宿泊活動や文化、スポーツ等の体験的な学習の機会の提供、職場体験等のキャリア教育の機会の提供等

【文部科学省『土曜日の教育活動実施予定状況調査』より】

文部科学省及び県教育委員会の通知等

平成 14 年 (文部科学省)

学校週 5 日制の完全実施

学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、豊かな社会体験や自然体験等の様々な活動の機会を子どもたちに提供し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむこと。

平成 25 年 1 月 (県教育委員会通知)

「小中学校における土曜日の授業の実施に係る基本的な考え方等について」
学校週 5 日制の主旨を踏まえつつ、家庭・地域との連携による開かれた学校づくりを推進すること。

平成 25 年 11 月 (文部科学省)

学校教育法施行規則の一部改正

土曜授業については、市町村教育委員会が必要と認める場合は実施が可能であることを明確化すること。

平成 27 年 2 月 (県教育委員会通知)

「小中学校における土曜授業の一層の充実に向けて」

平成 25 年 1 月の通知の考え方を継続するとともに、通常の教科等の授業を行い、児童生徒の学力向上に資することも有効であること。